

世田谷区職員措置請求監査結果

〔区職員の給与振込手数料の支出に関する件〕

令和7年9月

世田谷区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 A

2 請求書の提出

令和7年7月9日

3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」（以下「本件請求」という。）（別紙）による請求の要旨及び措置請求の内容は次のとおりである。

（1）請求の要旨

世田谷区では区職員の給与の支給に際し、職員が希望する場合には口座振込によることができるものとし、さらに「給与の口座振込に関する要綱（平成元年8月世人発第189号）」（以下「本件要綱」という。）を根拠に、振込先として2つの口座を指定できる運用（以下「2口座制」という。）を行っている。

給与は、現金での直接支給が原則であるが、区長は、職員からの申し出があった場合には例外的措置として口座振込を認めている。この際、希望する職員には区職員が任意で指定できる2つ目の給与振込口座（以下「第2口座」という。）への振込も認めているが、みずほ銀行及びみずほ信託銀行以外の金融機関の口座に対しては1口座当たり33円の振込手数料が発生しているところ、第2口座については使用目的の指定がなく、職員が個人の貯蓄や趣味、借金返済などの私的用途に自由に使用できる状況となっており、このような個人的利用のための振込手数料を公金で負担することは法的根拠を欠く利益供与にあたり違法である。

そのため、世田谷区長、当該振込手数料の支出に關与する管理・監督責任者及び本件要綱に基づき給与の口座振込に第2口座を利用している職員に対し、この費用負担について過去1年分の返還を求める。

また、本件要綱には、違法な項目が多数含まれていることから、本件要綱の違法性の確認も求める。

（2）事実証明書

- ・令和7年7月9日付け「陳述書」（資料1）

なお、請求人から以下の資料が令和7年7月30日付けで提出されたため、合議の結果、これらを追加資料として取り扱うこととした。

- ・「給与の口座振込に関する要綱（昭和62年2月施行）」（資料2）
- ・「給与の口座振込に関する要綱（本件要綱）」（資料3）
- ・「世田谷区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書の一部を改正する契約書（令和7年4月1日）」（資料4）

4 監査執行上の除斥

監査委員大塚勇は、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」（以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

5 請求の要件審査

本件請求については、自治法第242条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和7年7月9日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査の実施に当たっては、総務部が毎月行っている給与の支給を監査請求の対象行為を構成する要素として特定できるものと捉え、請求人の請求に基づき監査対象事項は次のとおりとした。

【監査対象事項】

区は、職員等の給与（以下「給与」という。）について、申し出のある場合には口座振替の方法で支給し、それに必要な口座振替払手数料（以下「振込手数料」という。）を支出しているが、本件要綱に基づき、希望する職員等に対しては振込口座を二つまで指定させ、第2口座への振込手数料も区が支出していることが、条例に基づかない支出であり、法的根拠のない違法な支出にあたり、利益供与に該当するものとして、職員等に対する返還請求が認められるか。

2 請求人の陳述

自治法第242条第7項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施していない。

3 監査対象部

総務部及び会計室を監査対象部とした。

4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件請求に対する令和7年8月12日付け弁明書を受理した。弁明書の要旨は以下のとおりである。

(1) 給与の口座振込制度の概要

① 根拠規定

給与については、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」（以下「地公法」という。）第24条第5項において条例で定めると規定されており、区は、「職員の給与に関する条例（昭和26年10月条例第11号）」（以下「給与条例」という。）を定めている。

給与は、地公法第25条第2項及び給与条例第3条の規定により、全額現金で直接本人に支払わなければならないとされているが、給与条例第3条ただし書において、職員から申し出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができると規定している。

また、「職員の給与に関する条例施行規則（昭和38年7月規則第10号）」（以下「給与条例施行規則」という。）第1条の2において、口座振替の申し出に必要となる事項と合わせて、同条第3項において、

給与振込の実施に関し必要な事項は、任命権者¹が定めると規定している。

これを受けて、給与振込の実施に関し必要な事項を定めることを目的として、「給与の口座振込に関する要綱（昭和62年2月施行）」（資料2）を定めており、ここでは、口座振込を希望する職員は、本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができるかと規定している。

なお、本要綱は、2口座制の規定を維持しつつ一部改正され（資料3）、平成元年11月1日から施行された（本件要綱）。

② 2口座制導入の背景

給与を現金で支給するには、運搬、仕分け、袋詰めなど、多くの職員が携わる必要があるだけでなく、多大な経費や現金取扱いのリスクがかかっていたことから、これを回避し、事務の合理化や事故防止を図るために、上記のとおり区では昭和62年2月より給与の口座振込を開始した。

口座振込は、本人からの申し出がなければ行うことができないことから、口座振込の普及率を上昇させることで給与事務の軽減を図るため、振込口座を2つまで指定することができることを給与条例施行規則第1条の2第3項に基づき、要綱により定めたものである。

③ 請求人の主張に対する所管部の見解

ア 第2口座に係る振込手数料の公金支出は法的根拠を欠くという主張について

地公法、給与条例及び給与条例施行規則のいずれにおいても、給与の振込口座について1つの口座に限定する規定はなく、給与条例施行規則第1条の2第3項の規定に基づき、2つの口座まで指定できる旨の要綱を定めた上で支給しているものであり、法的根拠なく支給しているという主張は当てはまらない。

イ 第2口座に係る振込手数料の公金支払は利益供与にあたり違法な支出であるとの主張について

給与の振込手数料については、民法第484条及び第485条により、弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とされているところ、条例・規則において弁済の費用について特段の定めがないことから、振込手数料は債務者である区が負担すべきものであり、2つの口座を利用している職員から1つの口座分の口座振込手数料を返還させることは、むしろ民法の規定に反することとなり、請求人の主張は受け入れられない。

ウ 本件要綱には「違法な項目」が多数含まれているとの主張について

上述のとおり、本件要綱は給与条例施行規則の規定に基づき定めたものであり、違法性はないものとする。過去の裁判例（東京地方裁判所平成21年（行ウ）第189号損害賠償（住民訴訟）請求事件）においても、区と同様に、条例・規則の規定に基づき定めら

¹ 自治法第172条第2項及び地公法第6条第1項により、区職員の任命権者は区長である。

れた要綱を根拠として2つ目の口座に関する振込手数料を債務者が負担することに違法性は認められないとされている。

区としては給与条例及び給与条例施行規則に基づき規定した本件要綱には違法性はないものとする。

(2) 給与の支給及び振込手数料の支出

① 給与の支給に係る根拠

出納機関である会計管理者は、自治法第170条第2項において、職務権限の一つとして、支出負担行為に関する確認を行うことを規定している。

さらに、同法第232条の4第1項では、会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出することができない、第2項で会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができないと規定されている。以上の規定については、本区では、「世田谷区会計事務規則（昭和40年3月規則第9号）」（以下「会計事務規則」という。）にも定め、運用を行っている。

給与の支給については、地公法第25条に基づき、本区においては、給与条例及び給与条例施行規則に基づき行われているとの認識により、会計手続きを行っている。

② 給与の支給に係る振込手数料

給与の支給に係る振込手数料については、地方公共団体である区と指定金融機関等との契約等において、経費負担について定めており、この契約に基づき負担している。公金取扱手数料に関しては、特別区での統一事項のため、改定等がある場合は、指定金融機関は各区へ改定の周知等を行っている。給与振込手数料は、平成18年4月から有償化となった。

本区においては、指定金融機関であるみずほ銀行との間で「世田谷区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書の一部を改正する契約書（令和7年4月1日）」（資料4。以下「支払事務等契約書」という。）を締結している。

出納機関としての会計室は、各所管からの収入及び支出の命令を受けて指定金融機関を通して執行しているが、振込手数料を含む公金取扱手数料に関しては、支払事務等契約書に基づき、執行・取組の実績に応じ、指定金融機関からの請求により、会計室で一括して支払っている。

なお、本契約に該当する手数料については会計室が毎年度当初予算に計上している。

給与の支給における口座振替払については、会計事務規則第77条に基づき、指定金融機関又は区長が指定する金融機関の店舗に、普通預金口座、通常貯金口座、当座預金口座又は振替貯金口座を設けている債権者から申し出があったときは、指定金融機関に、口座振替の方法により支払わせることができるとの規定により行っている。

なお、本区における指定金融機関の指定については、平成14年第1回区議会定例会での議決を受け、みずほ銀行としている。

③ 請求人の主張に対する所管部の見解

請求人は、監査請求に至った経緯の一つとして、「世田谷区給与係に、給与の口座振込について聞くと、『給与の口座振込に関する要綱』に『振込口座は2つまで指定することができる』と定め、会計課内部で運用していたという」（資料1）という主張をしているが、本件要綱は、給与条例施行規則第1条の2第3項の規定に基づき、総務部において、口座振込を希望する職員は、本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定できると規定したものである。

出納機関である会計室は、自治法などの法令、給与条例や給与条例施行規則、さらには、会計事務規則などの規定に基づき、適正に会計事務を執行している。

第3 監査対象部への事情聴取

本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。その要旨は以下のとおりである。

1 給与の口座振替払に関する根拠規定について

(1) 給与条例施行規則及び本件要綱の制定権限

【総務部】

- ・規則や要綱の制定は区長の権限に属する事務であるが、決定権限の合理的配分と決定手続を「世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月訓令甲第4号）」で定めている。本件要綱は、本規定に基づき部長決定とした。

2 給与の口座振込の利用状況

(1) 給与の口座振込の利用実態

【総務部】

- ・昭和62年2月の口座振込開始当初は、約4割の職員が口座振込を利用しており、その後1年でおおむね1割程度の増加という傾向で普及していった。平成18年には、現金支給が3件まで減少し、本年4月時点では現金支給者はいない。

(2) 給与の口座振込のメリット

【総務部】

- ・給与の口座振込の実施前は、給与の支給日に、給与担当者が給与支払場所まで現金を受領し、職員毎に現金の仕分け、袋詰めを行い、庁有車やタクシーを配車して出先職場へ搬送し、現金を各職員に手渡ししていた。そのため、給与支給日の作業にかかる人件費、現金輸送にかかる運搬費、時間等のコストや現金の盗難や紛失のリスクがあった。口座振込の導入により、これらコスト削減やリスク回避が可能となった。

(3) 2口座制の合理性

【総務部】

- ・キャッシュレス決済が普及し、これに対応する銀行を複数活用する個人も増えている社会状況にあると認識している。本年3月まで現金支給者が残っていたことから、2口座制の廃止によって現金支給が復活するという危惧もあり、2口座制を維持することに合理性はあると認識している。

- (4) 他自治体における状況 【総務部】
- ・給与の口座振込に関して、いくつかの区と近隣自治体を調査したところ、そのほとんどの区が2口座制を導入している。近隣の自治体では、3口座まで認める自治体があることを確認している。

3 給与の振込手数料の支出に関すること

- (1) 指定金融機関との契約締結 【会計室】
- ・給与の振込手数料については、支払事務等契約書に基づいて支出している。本契約の締結権限は区長にあり、本契約の締結の決定者は会計管理者である。

- (2) 給与の振込手数料の支出 【会計室】
- ・給与の振込手数料については、四半期ごとに指定金融機関からの請求を受けて支払っており、その命令機関は会計課長である。
 - ・振込手数料の単価については、支払事務等契約書に基づき振込先がみずほ銀行及びみずほ信託銀行の場合は無料、他行宛の場合は給与振込については1件当たり33円となっている。
 - ・会計室は、給与振込において職員の指定する第2口座がみずほ銀行又はみずほ信託銀行宛てか、他行宛てかを把握する立場になく、第2口座への振込手数料の総額は把握できていない。
 - ・出納機関として会計室は、自治法などの法令、給与条例や給与条例施行規則、さらには会計事務規則などの規定に基づき適正に会計事務を執行している。

第4 事実関係の確認

本件請求にかかる提出書類、その他の資料及び監査対象部への事情聴取等に基づき、以下のとおり事実を確認した。

1 振込手数料の支出の位置付け

地方公務員の給与支給については、自治法第204条第3項において、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないと規定し、併せて同法第204条の2において、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには職員に支給してはならないと定められている。また、地公法においても、第24条第5項で、職員の給与、勤務時間その他勤務条件は条例で定めることとし、これに基づかずにはいかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならないと定め、いわゆる「給与条例主義」がとられている。

これらの規定を受け、区においては、給与条例が制定され、給与の支給方法について基本的な枠組みが定められているところ、給与条例第23条にはこの条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ区規則で定めるとする規則への委任規定が設けられている。これを受けて給与条例施行規則において、給与の支給方法に関するより具体的な枠組みが定められており、給与条例施行規則第1条の2第3項において、給与振込の実施に関し必要な

事項は、任命権者が定めるとし、振込の実施の詳細について任命権者への委任事項としている。

そして、本件要綱第5条第1項において、給振希望職員は、給振取扱金融機関等の本人名義の普通預金口座、当座預金口座または通常郵便貯金口座のうち2口座まで指定することができる（資料3）と定め²、2口座制を認めており、振込手数料の支出は2口座制の給与支払事務処理のための費用として支出されている。

なお、本件要綱の対象となる職員の範囲は、以下の条例の対象となる者とされている。

- ① 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月条例第19号）
- ② 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月条例第22号）
- ③ 職員の給与に関する条例（昭和26年10月条例第11号）

2 2口座制の採用

給与の現金支払いが原則として定める法令の下、実際の給与支給事務は、大量の現金の準備、保管、運搬等に伴う防犯対策や事務負担が伴うだけでなく、職員にとっても給与受領のための時間的制約等の不便が生じることから、これらの課題を解決する手段として、官民を問わず、給与の口座振込制度が普及してきたものである。区においては、昭和62年から給与の口座振込が導入されたが、当初は引き続き現金支給を受ける職員が半数を超えており、先に指摘した課題の解決に向けて給与の口座振込を促進するため2口座制を併せて採用している。この根拠として、同年に「給与の口座振込に関する要綱」（資料2）が制定されたが、ここでは給与条例に基づき給与の口座振込及び給与預入に関する事項が定められており、第5条第1項の給振取扱金融機関等の本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができるとの定めに基づき、申し出のあった職員については、給与を第1口座及び第2口座にそれぞれ支給されることとなり、平成元年に一部改正（給与振込口座への通常郵便貯金口座の追加等。）された本件要綱においても同様の規定が存在している。

給与の口座振込先として指定できる口座の数について、東京都及び特別区³をはじめ、多くの自治体で複数の口座を給与の振込口座として指定できる状況（多くは2口座を上限としている。）とされている。

区においては、令和7年4月から本件要綱の対象となる職員の全てが給与の口座振込を利用する状況になっている。

3 給与の支出事務

給与の支出事務の流れについては、以下のとおりである。

- ①総務部：給与振込データ及び関係書類を作成し、会計室に送付する。
- ②会計室：財務会計システムに給与支払情報を登録する。

² 本件要綱は、「世田谷区事案決定手続規程」により、区長の権限に属する事務に関する決定権限の分配を受けた、総務部長により定められている。

³ 特別区では、全ての区において正規職員の給与の振込口座を複数指定できる運用を行っている。

- ③会計室：受領した給与振込データと提出書類の件数や金額等の一致を確認する。
- ④会計室：財務会計システムに給与支払登録を行う。
- ⑤会計室：指定金融機関あてに給与振込データを送信
- ⑥会計室：指定金融機関あて書類を財務会計システムから出力し、指定金融機関の派出所に提出する。
- ⑦指定金融機関：給与を各指定口座に振込む。
- ⑧指定金融機関：振込手数料を月ごとに積算し、3か月ごとに区へ請求する。
- ⑨会計室：指定金融機関からの請求に基づいて振込手数料を支払う。

本件給与の支給に係る振込手数料は、区と指定金融機関との間で締結された支払事務等契約書別表に定める単価（みずほ銀行及びみずほ信託銀行あての振込は無料、それ以外の「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関への振込は1件当たり33円（消費税内税）。）に基づいて支払われており、その財源には会計室の予算を充てており、当該振込手数料の収支命令権者は、会計課長である。

第5 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

- (1) 給与の支給における2口座制を根拠とした第2口座の振込手数料に係る返還請求は、理由がないと認める。
- (2) 本件請求のうち、本件要綱の違法性の確認に係る請求の部分は、自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

2 理由

(1) 判断対象となる請求

自治法上、住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することとされている。ここでいう財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実とは、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収、財産の管理に限られるとされる（最高裁判所第一小法廷昭和62年（行ツ）第22号平成2年4月12日）。そこで、請求人の請求のうち、2口座制を根拠とした第2口座の振込手数料に係る返還請求については、振込手数料の支出、ないしは支出の原因となる財務会計行為を問題とし、支出した金銭の返還を求めるものと認められることから、監査を実施する。

これに対して、本件要綱の違法性の確認を求める請求については、請求人は、本件要綱には違法な項目が多数含まれていると主張するだけで、

給与条例主義に反するとする以外に具体的に本件要綱のどの条項が、どのような理由で違法なのかも明らかにしておらず、また、財務会計行為とは離れ、抽象的に本件要綱自体の違法性の確認を求めるものであり、監査の対象とはならないものである。

したがって、本件請求のうち、本件要綱の違法性の確認に係る請求は、財務会計行為に関するものではなく、かつ請求の特定を欠くものであるから、自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

(2) 判断内容

以下、区の職員給与の支給にあたり2口座制を要綱で定め、これに基づき振込を行うことが給与条例主義に反するか、及び第2口座への振込にかかる振込手数料の支出行為が許されない支出行為とされるかについて、順次検討する。

① 給与条例主義に反するか

自治法第204条第3項では、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないと定めるとともに、地公法第24条第5項は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるとし、給与条例主義を定めており、給与の支払方法も含め条例で基本的枠組みを定めることが要求されていることは上記のとおりである。

しかしながら、給与条例主義は、地方自治体の職員の給与の支給に関し民主的統制を図るとともに、労働基本権の制限を受けている地方公務員の給与を条例によって保障する趣旨に基づくものであるところ、給与に関する基本的事項については、条例で定めることが求められていると解される。他方で、全て条例で定める必要があるとすることは現実的ではなく、技術的・細則的事項については規則等に委任することも許容され得るものと解され、過去の判例においても同様の考えが示されているところである⁴。

そこで、請求人が問題とする本件要綱第5条第1項に定める2口座制についてみると、給与の額などの基本的事項とは異なり、決定された支給額の振込先の設定に関する事柄であり、給与支払事務の処理の方法という技術的・細目的事項について定めるものにすぎないのであるから、かかる事項を規則等へ委任することは給与条例主義に反するものとは言えない。

そして、区では上記のとおり給与条例第23条の委任を受けて定められた給与条例施行規則第1条の2第3項により、任命権者が給与振込の実施に関し必要な事項を定めることとされており、自治法第172条第2項及び地公法第6条第1項により、区の職員の任命権者は区長である

⁴ 東京地判昭和53年7月4日行裁例集29巻7号1249頁、その控訴審である東京高判昭和53年12月19日行裁例集29巻12号2092頁。最判平成22年9月10日民集64巻6号1515頁においても、傍論で同様の判断が示されている。

ところ、本件要綱は、区長の権限に基づき定められているのであるから⁵、本件要綱第5条第1項の定めは給与条例主義に違反するものではない。

② 振込手数料を負担する行為の適法性

次に、本件要綱に2口座制を定め、区と指定金融機関との間で締結された支払事務等契約書に基づき2口座分の振込手数料の支出する行為が、違法なものであるかについて検討する。

本件要綱第5条第1項における2口座制は、上記のとおり、現金支払が原則と定める法令の下、現金で支給されていた職員給与について、現金の準備、保管、運搬等に伴う防犯対策や事務負担の軽減等を図る目的で、口座振込を促進するために採用されたものである。そうであるとすると、区の職員全てが口座振込の方法により給与の支給を受けている現状からすれば、振込手数料を2口座分支払うこととなる制度を維持する合理性は乏しいようにも思える。

しかし、現在、区の職員の約半数が第2口座を利用しているところ、理由は様々であろうが、これら職員は、いずれも1つの口座に給与全額が振込まれることを望まないからこそ第2口座を利用しているのであり、そうである以上、仮に、第2口座の利用を認めない、又は第2口座の振込手数料を職員に負担させるという措置を講じた場合には、第2口座を利用している職員の一部が、給与の全部又は一部を現金で支給することを希望するに至る可能性は少なからず認められるところである。そのような事態となれば、現金を取扱うことの事務負担等の増大リスクが改めて生じることとなり、そのようなリスクに備えるための負担に鑑みれば、2口座制を採用し、かつ2口座分の振込手数料を区が負担することも必ずしも不合理なものということとはできない。

また、現在も東京都及び全ての特別区を含む多くの自治体において複数口座制が採用され、これが維持されていることに照らしても、区において職員の給与の支給について、2口座分の振込手数料を負担し2口座制を維持することが、直ちに裁量権を逸脱する違法なものともまでいうことはできないものと解する。

したがって、本件要綱第5条第1項において2口座制を定め、区と指定金融機関との間で締結された支払事務等契約書に基づき2口座分の振込手数料の支出する行為は、それが財務会計処理手続上、適正に処理されている限り、違法と評価されるべきものではない。

③ 給与の振込の処理が適正になされていること

手続的に見ても、給与の支出に当たっては、上記において確認した事実関係のとおり、総務部において給与振込データ及び関係書類を調製し、財務会計システムに給与支払情報を登録したのち、会計室において内容の確認を行った上で、財務会計システムに給与支払登録、指定金融機関あてに給与振込データの送信を行うとともに必要書類を指定金融機関の派出所に提出することによって個々の職員の指定口座に振込を行っている。そして、その際の振込手数料は、区と指定金融機関との間で交わされた支払事務等契約書別表に定める単価に基づいて支出されているので

⁵本件要綱は、区の総務部長により定められているが、それは「世田谷区事案決定手続規程」に基づき、区長の権限に属する事務に関する決定権限の分配によるものである。

あるから、給与本体の収支命令権者としての人事課長の意思決定においても、第2口座への振込手数料の収支命令権者としての会計課長の意思決定においても、それぞれ会計事務規則等の諸規定に基づいて適切に事務処理がなされており、財務会計処理手続上も適正なものと認められる。

したがって、本件で請求人が問題とする2口座制を前提とする、給与の振込み及びこれに伴う振込手数料の負担する行為に何ら違法性はない。

④ 不当利得返還請求権

請求人は、2口座制の下で利用されている第2口座への振込手数料について、法律に根拠のない利益供与であるとし、本件請求提出の日から過去1年分についてその返還を求めているが、上記のとおり、2口座制を前提とする職員給与の振込、及びこれに伴い2口座分の振込手数料を負担する行為は、条例からの委任に基づき適法に履行されたものであって、区による第2口座の振込手数料の負担により、職員らが法律上の原因の無い利得を得たものということとはできない。

したがって、区が2口座制を前提とする給与の振込及びこれに伴う振込手数料の支出に關与する管理・監督責任者を含む区の職員、並びに区長⁶に対して振込手数料相当額の返還請求を行うことはできない。

3 結論

以上により、請求人が主張する財務会計行為上の違法性を認めることはできず、請求人の請求は認められないものと判断する。

以上

添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

⁶ 世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月条例第19号)第5条により、給料、旅費及びその他の給与の支給方法、支給条件、支給手続等については、区職員の例によるとされている。



世田谷区／職員措置請求書

世田谷区長、職員給与の口座振込料支出に關与する管理/監督責任者 及び、本件/『給与の口座振込に關する要領』に基づとし、2つの口座を利用している職員等に関する措置請求書

令和7年7月9日

代表/監査請求人

住所 東京都世田谷区

連絡先

第1. 請求の要旨

- ① 「世田谷区長長、職員給与の本件口座振込料支出に關与する管理/監督責任者 及び、本件/『給与の口座振込に關する要領』に基づくとし、2つの口座を利用している職員から1つの口座分の口座振込料を返還させる。
 - ② 期間は、本件監査請求提出から過去1年分とする。
- 「給与の口座振込に關する要領」の「振込口座は、2つまで指定することができる」との規定の違法の確認を求める。

第2. 監査請求に至った経緯

- 1) 世田谷区給与係に、給与の口座振込について聞くと、「給与の口座振込

517
に関する要領」に「振込口座は2つまで指定することができる」と定め、会計課内部で運用していたという。

- 2) そこで、口座振込手数料額を聞くと、みずほ銀行は無料、他の金融機関は1口座、1回あたり「33円」との回答を得た。

第3. 違法事由

- 1) 本給等の給与は、その全額を現金で直接職員に支給する。ただし、

職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができると規定されている。

- 2) 世田谷区会計課は、上記要領には、517
「振込口座は2つまで指定することができる」と定めているというが、世田谷区職員間の内部規定であり、条例、規定等では、「2つの口座」を定めることを定められておらず、強制もされていない。

- 3) 当然だが、2つ目の給与支給の口座を利用する職員に対して、「使用(利用)目的を指定しておらず」、職員個人が当月に支給された給与から、職員個人の判断で差し引いた額を職員個人の「貯蓄・趣味・借金返済等々」に振込む個人口座に使用することができ、振込手数料を公

金で支払うのは「法的根拠なく」支給したものであり「利益供与」にあたり「違法」な支出である。

- 4) そして、上記のごとく、「給与の口座振込に関する要領」は「違法な項目」が多数含まれている。よって、違法の確認を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書(証拠)を添えて措置を請求します。

吉谷 昌彦 監査委員 宛

事実証明書 1 監査請求人 陳述書

—— 以上 ——

陳述書

本件監査請求人か、2025年7月8日 午後 「給与の口座振込に
関する要領」の存在、手数料が1件「33円」であることを、世田谷
区会計課職員から、電話で確認した、

2025.7.9.

代表/監査請求人

住所 東京都世田谷区

連絡先



給与の口座振込に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区職員の職員の給与に関する条例施行規則(昭和38年7月東京都世田谷区規則第10号)第1条の2第3項の規定に基づき、給与の口座振込に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 口座振込の方法による給与の支給を受けることができる職員は、つぎの各号に掲げる条例の適用を受ける職員で、口座振込を希望する職員(以下「給振希望職員」という。)とする。

- (1)東京都世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月30日条例第19号)
- (2)東京都世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和47年6月30日条例第22号)
- (3)職員の給与に関する条例(昭和26年10月11日条例第11号)

(対象給与)

第3条 口座振込によって支払うことのできる給与は、つぎの各号に掲げる給与から法律及び条例で定める控除額の合計額を控除した額とする。

- (1)例月給与
- (2)期末手当
- (3)勤勉手当・給与改定差額及び昇格・昇給差額

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、世田谷区の指定金融機関及び当該指定金融機関と給与の口座振込に関する業務を提携している金融機関の本店・支店(以下「給振取扱金融機関」という。)とし、本人の希望する金融機関とする。

(振込口座の指定)

第5条 給振希望職員は、給振取扱金融機関の本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができる。

- 2 前項において2口座を指定できる対象給与は第3条第1項(1)、(2)とし、当該2口座のうち1口座に定額(万単位)を指定することができる。ただし、第3条第1項(3)については、2口座指定することはできず1口座全額振込とする。

(申込手続)

第6条 給振希望職員は、つぎの各号に定める様式に所定の事項を記入押印のうえ、総務部人事課長または教育委員会学校教育管理部管理課長(以下「給与担当課長」という。)に提出しなければならない。

- (1)給与口座振込依頼書(新規・変更・取消)
- (2)給与振込口座確認書

(口座振込の取消)

第7条 給振希望職員が、既に申込みをしている給与の口座振込を取り消す場合は、給与口座振込依頼書(新規・変更・取消)を給与担当課長に提出しなければならない。

(申込内容の変更)

第8条 給振希望職員は、つぎの各号の一つに掲げる事項を変更しようとする場合または変更したときは、速やかに第6条に規定する「給与口座振込依頼書(新規・変更・取消)」等を提出しなければならない。

- (1)給振取扱金融機関
- (2)指定振込口座
- (3)給振希望職員の氏名
- (4)口座振込額

(届出の基準日)

第9条 前3条の規定に基づく届出書の提出基準日は、毎月20日(その日が日曜日または休日に当たる場合はその前日)とし、基準日までに提出されたものについては、当該基準日の属する月の翌月から適用する。

(振込給与の引出し)

第10条 給振希望職員は、給与支給日の午前10時以降は振込口座を指定した金融機関で、その営業時間中において自由に振込給与を引き出すことができる。

(振込不能時の取扱)

第11条 給与担当課長は、振込手続上の理由により口座振込が困難と認めた場合または預金口座解約その他の理由により口座振込職員の指定する口座に給与が振込まれていないことを確認した場合には、速やかにこの旨を給振希望職員に通知し、当該給与の支給日に現金で支給するものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

給与の口座振込に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の給与に関する条例施行規則（昭和38年7月東京都世田谷区規則第10号）第1条の2第3項の規定に基づき、給与の口座振込および給与預入（以下「口座振込等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 口座振込等の方法による給与の支給を受けることができる職員は、つぎの各号に掲げる条例の適用を受ける職員で、口座振込等を希望する職員（以下「給振希望職員」という。）とする。

- (1) 東京都世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月条例第19号）
- (2) 東京都世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月条例第22号）
- (3) 職員の給与に関する条例（昭和26年10月条例第11号）

(対象給与)

第3条 口座振込等によって支払うことのできる給与は、つぎの各号に掲げる給与から法律および条例で定める控除額の合計額を控除した額とする。

- (1) 例月給与
- (2) 期末手当
- (3) 勤勉手当・給与改定差額および昇格・昇給差額

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、世田谷区の指定金融機関および当該指定金融機関と給与の口座振込に関する業務を提携している金融機関の本店・支店ならびに郵便局（以下「給振取扱金融機関等」という。）とする。

(振込口座の指定)

第5条 給振希望職員は、給振取扱金融機関等の本人名義の普通預金口座、当座預金口座または通常郵便貯金口座のうち2口座まで指定することができる。

- 2 前項において2口座を指定できる対象給与は、第3条(1)(2)とし、当該2口座のうち1口座に定額(万単位)を指定することができる。ただし、第3条(3)については、2口座指定することはできず1口座全額振込とする。

(申込手続)

第6条 給振希望職員は、「給与口座振込・給与預入依頼書(新規・変更・取消)」に所定の事項を記入押印のうえ、総務部人事課長または教育委員会学校教育部管理課長(以下「給与担当課長」という。)に提出しなければならない。

(口座振込の取消)

第7条 給振希望職員が、既に申込をしている給与の口座振込等を取消す場合は、「給与口座振込・給与預入依頼書(新規・変更・取消)」を給与担当課長に提出しなければならない。

(申込内容の変更)

第8条 給振希望職員は、つぎの各号の一に掲げる事項を変更しようとする場合または変更したときは、速やかに「給与口座振込・給与預入依頼書(新規・変更・取消)」を給与担当課長に提出しなければならない。

- (1) 給振取扱金融機関等
- (2) 指定振込口座または預入口座
- (3) 給振希望職員の氏名
- (4) 口座振込額または預入額

(届出の基準日)

第9条 前3条の規定に基づく届出書の提出基準日は、毎月20日(その日が日曜日、週休土曜日または休日にあたる場合はその前日)とし、基準日までに提出されたものについては、当該基準日の属する月の翌月から適用する。

(振込給与の引出し)

第10条 給振希望職員は、給与支給日の午前10時以降、振込または預入口座を指定した金融機関または郵便局で、その営業時間中において自由に引出すことができる。

(振込不能時等の取扱)

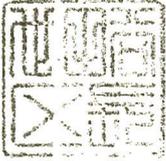
第11条 給与担当課長は、振込手続上の理由により口座振込等による支給が困難と認められた場合、または口座解約その他の理由により職員の指定する口座に給与が振込または預入されていないことを確認した場合には、速やかにこの旨を職員に通知し、当該給与の支給日に現金で支給するものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年11月1日から施行する。



世田谷区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書の一部を改正する契約書

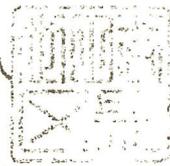
世田谷区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書
(平成18年4月1日)の一部を次のように改正する。

1. 第10条第1項中「日本国内で業務を営むすべての店舗(代理店は除く。)」を「日本国内で業務を営む店舗(代理店及び税公金の収納を取り扱わない店舗を除く。)」に改める。
2. 別表を別紙のように改める。
3. この改正は、令和7年4月1日から適用する。

本契約の証として本証書2通を作成し、甲、乙各その1通を保存するものとする。

令和7年4月1日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
区長 保坂展人



乙 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほ銀行
取締役頭取 加藤勝彦



別表

区分	手数料	消費税相当額 (注1)	
		1件ごとに支払う場合	まとめて支払う場合 (年4回請求)
収納(注2)	収納(除く口座振替)	2円	
	口座振替収納	20円	
	ゆうちょ銀行	(注5)	
口座振替払(注3)	文書扱い	乙あて	無料
		乙以外あて	113円
	電信扱い	乙あて	無料
		乙以外あて	113円
	給与振込	乙あて	無料
		乙以外あて	33円
	振込不能		45円
	振込変更・中止		880円
委託証券取立(注4)	代金取立	同地あて	330円
		隔地あて	440円
	不渡組戻手形返却	同地あて	1,100円
		隔地あて	
委託証券の納付書管理		500円	500円×消費税率
銀行派出事務		月間750,000円	750,000円×3×消費税率

(注) 1. 消費税相当額の円未満は切り捨て(除く内税表示の手数料)

2. 収納については、納税通知書、納入通知書、納付書等(以下「通知書等」という。)1枚についての手数料、ただしデータで処理する口座振替収納については、引落済データ件数ごとの手数料

3. 口座振替払

乙	指定金融機関及びみずほ信託銀行
乙以外	「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関

4. 委託証券取立・同地 … 電子交換所参加金融機関 ・隔地 … 左記以外

5. ゆうちょ銀行の口座振替収納手数料 ・データ扱い … 22円 ・通知書等扱い … 31円
(消費税内税)